○環境省告示第百三十号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第二十六条第一項第三号イ、第二項第四号ハ並びに第四項第二号イ及びハの規定に基づき、特定廃棄物の埋立処分に係る水質検査の方法を次のように定め、公布の日から適用し、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第一項第三号イの規定による地下水の水質検査に係る事故由来放射性物質の濃度の測定方法（平成二十三年十二月環境省告示第百十三号）、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第二項第四号ハの規定による放流水の水質検査に係る事故由来放射性物質の濃度の測定方法（平成二十三年十二月環境省告示第百十四号）、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第四項第二号イの規定による地下水の水質検査に係る事故由来放射性物質の濃度の測定方法（平成二十三年十二月環境省告示第百十五号）及び平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第四項第二号ハの規定による浸透水の水質検査に係る事故由来放射性物質の濃度の測定方法（平成二十三年十二月環境省告示第百十六号）は、廃止する。

平成二十四年八月二十八日

環境大臣　細野　豪志

特定廃棄物の埋立処分に係る水質検査の方法

第一条　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号。以下「規則」という。）第二十六条第一項第三号イ⑴の環境大臣が定める方法は、次の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一　地下水検査項目　平成九年三月環境庁告示第十号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について告示）別表の項目の欄に掲げる項目ごとにそれぞれ同表の測定方法の欄に定める方法による。

二　ダイオキシン類　平成十二年一月環境庁告示第一号（最終処分場に係るダイオキシン類の水質検査の方法を定める件）に定める方法による。

三　事故由来放射性物質　ゲルマニウム半導体検出器を用いて測定する方法による。

四　電気伝導率　日本工業規格K〇一〇一の十二に定める方法による。

五　塩化物イオン　日本工業規格K〇一〇一の三十二に定める方法による。

第二条　規則第二十六条第二項第四号ハ⑴の環境大臣が定める方法は、次の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一　規則別表第四の上欄に掲げる項目　昭和四十九年九月環境庁告示第六十四号（環境大臣が定める排水基準に係る検定方法を定める等の件）の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に定める方法による。

二　ダイオキシン類　第一条第二号に定める方法による。

第三条　規則第二十六条第二項第四号ハ⑵の環境大臣が定める方法は、第一条第三号に定める方法とする。

第四条　規則第二十六条第四項第二号イ⑴の環境大臣が定める方法は、第一条第一号及び第三号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

第五条　規則第二十六条第四項第二号ハの環境大臣が定める方法は、次の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一　地下水検査項目　第一条第一号に定める方法による。

二　事故由来放射性物質　第一条第三号に定める方法による。

三　生物化学的酸素要求量　昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号（水質汚濁に係る環境基準を告示。以下「水質環境基準告示」という。）別表二の一の⑴の生物化学的酸素要求量の測定方法の欄に定める方法による。

四　化学的酸素要求量　水質環境基準告示別表二の一の⑵の化学的酸素要求量の測定方法の欄に定める方法による。

○関東地方整備局告示第三百八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月二十八日　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市国分六丁目一〇一二番三から同市国分六丁目九八番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年八月二十八日

○近畿地方整備局告示第百六十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年八月二十八日　近畿地方整備局長　谷本　光司

一　登録番号　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　一般財団法人滋賀県建築住宅センター

三⑴　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	我孫子三男、塚本喜久藏、小谷　久幸、石梶　芳典、横居　明信

⑵　変更年月日　平成二十四年八月十七日

○近畿地方整備局告示第百七十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年八月二十八日　近畿地方整備局長　谷本　光司

一　登録番号　13

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社日本確認検査センター